

交渉情報	NO.72	日本郵便信越支社 経営企画本部総務・人事部
JP労組信越地方本部	2022年1月11日	添付資料:2枚

時給制契約社員の時間外割増賃金等の誤支給に伴う精算について

日本郵便（株）信越支社経営企画本部総務・人事部は、1月11日（火）「時給制契約社員の時間外割増賃金等の誤支給に伴う精算」について地方本部に説明してきました。

標記概要は、時給制契約社員の2021年12月月例給与の支給において、2021年11月実績分の時間外割増賃金等の誤支給が生じたものです。

詳細については、別紙支社資料を参照してください。

1. 発生局

- (1) 新潟中央郵便局 第三集配営業部及び同部松浜旧集配センター
- (2) 小出郵便局 郵便部
- (3) 長野南郵便局 郵便部
- (4) 小千谷郵便局 郵便部

2. 発覚の経緯

時給制契約社員から、2021年12月月例給与の給与支給明細書に記載されている超勤時間数が相違しているのではないかとの申し出があり、調査したところ、支給漏れが判明した。

3. 原因

2021年年末臨時手当の支給準備のため、11/8 から 11/18 までの間に、見込みを含んだ勤務状況で11月分の勤務時間報告を実施し、12月月例給与における勤務時間報告時に、11月分の超勤等勤務実績をすべて入力後、「再取込」を行わないまま勤務時間報告送信を実施したもの

4. 精算対象者

局名	部	人数	精算額	
			追給額	返納額
新潟中央郵便局	第三集配営業部	22名	466,448円	▲12,084円
	同部(松浜旧集配センター)	10名	249,987円	—
小出郵便局	郵便部	15名	313,514円	▲5,550円
長野南郵便局	郵便部	21名	197,216円	▲11,710円
小千谷郵便局	郵便部	9名	16,096円	—

5. 精算時期

2022年1月月例給与で精算

6. 主なやりとり

地本は、誤支給の再発防止に向けた対応および対象者へ説明方法について求めた。

会社は、郵便局での再発防止策として「勤務実績票」と「勤務時間報告書」又は「賃金台帳で、超過勤務時間数等の対査確認を実施し、担当者が確認後、他の社員が確認を実施する。支社は情報紙を発信し、周知するとともに、「11月の見込み時と12月の本勤務時の超勤時間に動きがない局（部）について、「再取込」実施漏れを防止するため、個別連絡及び指導するとした。

また、対象者に対しては、対象局の該当部長から差額が分かる資料を提示して、説明時間を十分確保することを確認した。

なお、本来、支給される月に支給されず、追給又は返納となったこと事態、あってはならないことであることを強く申し入れ、支社も同様の認識を示したことから、本事案について「了」とした。

【労使対応】 該当支部の支部窓口